

○厚生労働省令第二百一十一号
 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第一百十條、第三百三十三條において準用する第十六條及び第四百十條、確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)第四十六條の二第三項、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第三十條第一項及び第五百五條並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第八十四條の規定に基づき、国民年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和二年十二月二十八日
 国民年金基金規則等の一部を改正する省令
 (国民年金基金規則の一部改正)
 第一条 国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
	<p>(年金の裁定の請求) 第十四条 (略) 2 前項の請求書には、次の各号(生年月日)について、法第二百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第一号を除く。)に掲げる書類を添えなければならない。 一〇三三 (略)</p>	<p>(年金の裁定の請求) 第十四条 (略) 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 (生存に関する書面の提出) 第十五条 年金の受給権者(年金の全額につき支給を停止されている者及び基金が生存の事実を確認することができる者(法第二百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。)を除く。)は、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面を基金に提出しなければならない。 (一時金の裁定の請求) 第二十二条 (略) 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一・二 (略) 三 死亡者の死亡日を明らかにすることができる戸籍又は除かれた戸籍の抄本 四・五 (略)</p>
	<p>(年金の裁定の請求) 第十五条 年金の受給権者(年金の全額につき支給を停止されている者及び基金が生存の事実を確認することができる者(法第二百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法第三十條の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。)を除く。)は、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面を基金に提出しなければならない。 (一時金の裁定の請求) 第二十二条 (略) 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一・二 (略) 三 死亡者の死亡日を明らかにすることができる戸籍又は除かれた戸籍の抄本 四・五 (略)</p>	<p>(年金の裁定の請求) 第十四条 (略) 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 (生存に関する書面の提出) 第十五条 年金の受給権者(年金の全額につき支給を停止されている者及び基金が生存の事実を確認することができる者(法第二百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。)を除く。)は、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面を基金に提出しなければならない。 (一時金の裁定の請求) 第二十二条 (略) 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一・二 (略) 三 死亡者の死亡日を明らかにすることができる戸籍又は除かれた戸籍の抄本 四・五 (略)</p>

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)
第三条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(給付の裁定の請求)

第三十三条 法第三十条第一項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、次に掲げる書類(生年月日について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第一号に掲げる書類を除く。)を添付して、事業主等に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(準用規定)

第百四条の二十一 第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱いについて、第九十八条(第四号及び第五号を除く。)及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十条第三項、第四項及び第六項、第百十一条第一項、第百十二条、第百十四条並びに第百十五条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第三十三条第一項	第三十条第一項	第九十一条の二十三第一項	連合会
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第百十条第三項	及び業務経理	、共同運用経理、福祉事業経理、継続投資教育事業経理、共済経理及び業務経理	

改 正 前

(給付の裁定の請求)

第三十三条 法第三十条第一項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、次に掲げる書類を添付して、事業主等に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(準用規定)

第百四条の二十一 第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱いについて、第九十八条(第四号及び第五号を除く。)及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十条第三項、第四項及び第六項、第百十一条第一項、第百十二条、第百十四条並びに第百十五条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第三十三条第一項	第三十条第一項	第九十一条の二十三第一項	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第百十条第三項	及び業務経理	、支払保証経理、福祉事業経理、共済経理及び業務経理	

(傍線部分は改正部分)

<table border="1"> <tr> <td>項</td> <td>第十九条の二第二</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	項	第十九条の二第二	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: right;">(傍線部分は改正部分)</p>
項	第十九条の二第二	(略)	(略)			
<table border="1"> <tr> <td>項</td> <td>第十九条の二第二</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	項	第十九条の二第二	(略)	(略)	<p>(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正) 第四条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>附則 第五十条の二 連合会は、第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたときは、年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ、継続投資教育事業経理から業務経理へ、業務経理から継続投資教育事業経理へ繰り入れることができる。この場合において、第百四条の二十一の表第七十二条の項中「第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項」とあるのは、「附則第五十条の二」とする。</p>
項	第十九条の二第二	(略)	(略)			
<p>附則 第五十条の二 連合会は、第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたときは、年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ、継続投資教育事業経理から業務経理へ、業務経理から継続投資教育事業経理へ繰り入れることができる。この場合において、第百四条の二十一の表第七十二条の項中「第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項」とあるのは、「附則第五十条の二」とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第百十条第四項 業務経理 共同運用経理は法第九十一条の第十八第四項第一号に規定する事業に関する取引を經理するものとし、福祉事業経理は同条第五項に規定する業務に関する取引を經理するものとし、継続投資教育事業経理は確定拠出年金法第四十八条の三に規定する資料提供等業務に関する取引を經理するものとし、共済経理は会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引を經理するものとし、業務経理</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)			
<p>附則 第五十条の二 連合会は、第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたときは、年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ繰り入れることができる。この場合において、第百四条の二十一の表第七十二条の項中「第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項」とあるのは、「附則第五十条の二」とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第百十条第四項 業務経理 支払保証経理は法第九十一条の第十八第四項第一号に規定する事業に関する取引を經理するものとし、福祉事業経理は同条第五項に規定する業務に関する取引を經理するものとし、共済経理は会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引を經理するものとし、業務経理</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)			

第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の四の二第二項	(略)	(略)	平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十六条第二項第三号	抄本。	抄本。
	令第二十六条第二項第三号	(略)	若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ、継続投資教育事業経理から業務経理へ、業務経理から継続投資教育事業経理へ	(略)	(略)
附則第四項前段	(略)	(略)	若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ、継続投資教育事業経理から業務経理へ、業務経理から継続投資教育事業経理へ	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ、継続投資教育事業経理から業務経理へ、業務経理から継続投資教育事業経理へ	(略)	(略)
第七十四条第一項において準用する第二十一条第一項第三号	(略)	(略)	次の各号(生年月日について、連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報をいう。規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。	抄本。	抄本。
第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項	区長	(略)	区長又は総合区長	抄本	抄本
第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項第三号	抄本	(略)	抄本その他の生年月日を証する書類	抄本	抄本

第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の四の二第二項	(略)	(略)	平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十六条第二項第三号	(新設)	(新設)
	令第二十六条第二項第三号	(略)	若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ、継続投資教育事業経理から業務経理へ、業務経理から継続投資教育事業経理へ	(略)	(略)
附則第四項前段	(略)	(略)	若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ、継続投資教育事業経理から業務経理へ、業務経理から継続投資教育事業経理へ	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ、継続投資教育事業経理から業務経理へ、業務経理から継続投資教育事業経理へ	(略)	(略)
第七十四条第一項において準用する第二十一条第一項第三号	(新設)	(新設)	次の各号(生年月日について、連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報をいう。規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。	(新設)	(新設)
第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項	区長	(略)	区長又は総合区長	(新設)	(新設)
第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項第三号	(新設)	(略)	抄本その他の生年月日を証する書類	(新設)	(新設)

(略)	第七十四条第一項において準用する第二十一条第三項第三号ハ	(略)	第七十四条第一項において準用する第二十一条第三項第三号ハ	抄本。	(略)
(略)	第七十四条第一項において準用する第四十一条第二項	(略)	本人確認情報(同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。)	(昭和四十二年法律第八十号)第三十条の七第三項	(略)
(略)	年金経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は年金経理により、その他の取引は業務経理	(略)	厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、共同運用経理、福祉事業経理、継続投資教育事業経理、共済事業経理並びに確定給付企業年金経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理により、平成二十五年改正法附則第四十条第四項第一号ハ及び第二号に規定する事業に関する取引は共同運用経理により、同条第五項に規定する業務に関する取引は福祉事業経理により、同条第八項に規定する資料提供等業務に関する取引は継続投資教育事業経理により、会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済経理により、平成二十五年改正法附則の規定により支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金経理により、その他の取引は業務経理	第三十条の九	抄本その他の書類。

(略)	第七十四条第一項において準用する第二十一条第三項第三号ハ	(略)	第七十四条第一項において準用する第二十一条第三項	(新設)	(略)
(略)	年金経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は年金経理により、その他の取引は業務経理	(略)	本人確認情報	第三十条の七第三項	(新設)
(略)	厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、支払保証経理、福祉事業経理、共済事業経理、業務経理並びに確定給付企業年金経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理により、平成二十五年改正法附則第四十条第四項第一号及び第二号に規定する事業に関する取引は支払保証経理により、同条第五項に規定する業務に関する取引は福祉事業経理により、会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済経理により、平成二十五年改正法附則の規定により支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金経理により、その他の取引は業務経理	(略)	機構保存本人確認情報	第三十条の九	(新設)

第七十四条第一項 において準用する 第四十七条	(略)	(略)
(略)	業務経理	(略)
第七十四条第一項 において準用する 第四十九条	(略)	福祉事業経理、継続投資教育事業経理、 共済経理又は業務経理
(略)	(略)	(略)

3 | 2
(略)

存続連合会について確定給付企業年金法施行規則第三十三条の規定を適用する場合においては、同条第一項各号列記以外の部分中「法第九十三条」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第七項」と、「連合会」とあるのは「存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

第七十四条第一項 において準用する 第四十七条	(略)	(略)
(略)	業務経理	支払保証経理、福祉事業経理、共済経理 又は業務経理
第七十四条第一項 において準用する 第四十九条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2
(新設) (略)